

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

23年度実績に係る厚生労働省独法評価委員会の評価及び平成23年度下期、平成24年度上期における売却実績を点数化し、「役員特別手当支給割合基準」に基づき特別手当支給割合を、6月支給分については1.0、12月支給分については1.2とした。(参考) 役員の特別手当については、役員給与規程第8条第2項により、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を考慮し、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ① 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年4月分から俸給月額・賞与等の減額を実施した。(▲9.77%)
- ② 国家公務員の退職手当の支給水準引下げについて(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、退職手当について国家公務員に準じた見直し(減額改定)を行った。当機構役員退職手当計算式に退職日に応じて下記の乗率を乗じて得た額とする。
 - ・平成25年 1月1日～平成25年9月30日 100分の97.35
 - ・平成25年10月1日～平成26年6月30日 100分の91.35
 - ・平成26年 7月1日～ 100分の86.35

理事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年4月分から俸給月額の減額を実施した。(▲9.77%)

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年4月分から俸給月額の減額を実施した。(▲9.77%)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,387	千円 13,632	千円 3,755	千円 — ()	4月1日		
A理事 (非常勤)	千円 1,483	千円 1,483	千円 —	千円 — ()		9月30日	
B理事 (非常勤)	千円 1,483	千円 1,483	千円 —	千円 — ()	10月1日		
C監事 (非常勤)	千円 2,566	千円 2,566	千円 —	千円 — ()			
D監事 (非常勤)	千円 2,566	千円 2,566	千円 —	千円 — ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄としている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、
・平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を行うこと
・国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進めること
・総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すことと規定しており、これを踏まえた適切な執行を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準じ、決定することとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

譲渡専門職員については、実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価制度を導入している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	一般職員について勤務成績に応じ、5区分に評価し、昇給号俸数を決定している。
賞与:勤勉手当	一般職員について勤務成績に応じ、勤勉手当基礎額の100分の130(俸給の特別調整額の支給を受ける職員にあっては勤勉手当基礎額の100分の170)を超えない範囲において勤勉手当額を決定している。
賞与:業績手当	施設譲渡専門職員について実績評価に応じ、俸給月額相当額の範囲内で決定している。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表及び諸手当関係の措置の内容
 - (1)俸給月額、地域手当
 - 7級以上 ▲9.77%
 - 3級から6級 ▲7.77%
 - 1級から2級 ▲4.77%
 - (2)管理職手当 一律 ▲10%
 - (3)期末手当、勤勉手当 一律 ▲9.77%

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表及び諸手当関係の措置の内容
 - 俸給月額・賞与 ▲9.77%

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 8	歳 40.5	千円 6,641	千円 4,927	千円 147	千円 1,714
事務・技術	人 8	歳 40.5	千円 6,641	千円 4,927	千円 147	千円 1,714
在外職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 4	歳 56.0	千円 7,060	千円 5,528	千円 172	千円 1,532
事務・技術	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
施設譲渡専門職員	人 3	歳 53.2	千円 7,150	千円 5,671	千円 173	千円 1,479
再任用職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円

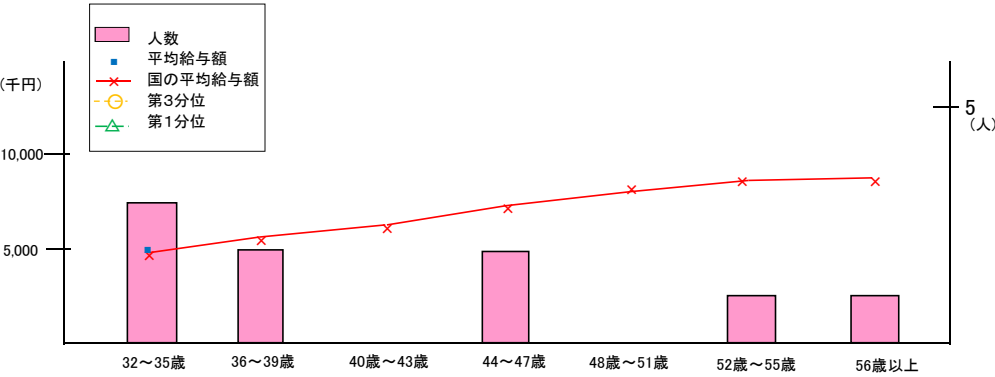
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「施設譲渡専門職員」とは、年金福祉施設等の売却に関する専門的業務を行う職種を示す。

注3: 研究職種、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略した。

注4: 任期付職員の事務・技術該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び平成24年度年間給与額の事項について記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員(事務・技術職員)を含む。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
注2:32～35歳以外の年齢階層の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。
注3:すべての年齢階層の該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位・第3分位折れ線グラフについては表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	1	—	—	—	—
部長代理	1	—	—	—	—
課長	2	—	—	—	—
係長・主査	5	41.1	4,768	5,268	5,298

注1:係長・主査の該当者以外は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。
注2:当機構は、本部とそれ以外の区別がない組織である。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長	部長 部長代理 上席調査役	部長代理 課長 上席調査役	課長 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	8 (12.5%)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	0 (0%)	4 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	36 33	— —	— —
所定内給与年額(最高～最低)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	4,018 3,428	— —	— —
年間給与額(最高～最低)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	5,298 4,611	— —	— —

(任期付職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役 部長	部長	部長 部長代理 上席調査役	部長代理 課長 上席調査役	課長 調査役	係長 主査	係長 主査	係員	係員
人員 (割合)	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
所定内給与年額(最高～最低)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
年間給与額(最高～最低)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —

注:常勤職員3級における該当者以外はそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	53.1%	56.0%	54.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	46.9%	44.0%	45.4%
	最高～最低	49.4～44.1%	45.9～41.2%	47.2～42.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	65.6%	65.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	34.4%	35.0%
	最高～最低	38.0～33.8%	37.8～30.0%	36.9～32.4%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

117.9

対他法人(事務・技術職員)

111.2

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 117.9	
	参考	地域勘案 103.7 学歴勘案 121.0 地域・学歴勘案 108.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当機構の今年度の調査対象者は全員が国からの出向職員であり、給与水準は国に準じた体系をとっていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらない。こういった事情にもかかわらず、国の給与水準を上回っている要因は、以下の理由が考えられる。 ①地域的要因 調査対象者全員の在勤地が東京都であること。 (参考)地域手当率 東京特別区18% ※地域手当率は、人事院規則により、地域によって0%～18%となっている。 ②職員構成の相違 調査対象人員が8人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、1人の給与が全体の指数に大きな影響を与える。 今年度当機構は管理職の割合の高い構成となっている。 当機構職員の国家公務員行政職俸給表(一)6級相当以上の管理職割合25.0%(8人中2人)が国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の6級以上の占める割合(15.7%※)を大きく上回っており、ラスバイレズ指数に影響を与える管理職手当を受けている者が多い。 さらに、俸給、諸手当等の額は国家公務員の水準と同様であるが、各手当に関する支給額の平均は、扶養手当は13,438円(国における月額平均12,260円※)、住居手当は6,750円(同4,001円※)と対国家公務員の平均を上回っている。 ※引用:「平成24年国家公務員給与等実態調査」 ③新機構改組へ向けた困難な業務に対応するための職員配置 当機構は平成23年6月に成立した「独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成23年法律第73号)において、同法の公布日から3年以内の政令で定める日(平成26年4月1日)に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることとなった。 新機構は、これまでの社会保険病院・厚生年金病院(国が健康保険や厚生年金保険の保険者として、保険料を財源に、設置した病院)、船員保険病院(旧船員保険の保険者である国が、船舶所有者が全額負担する保険料を財源として設置)の病院群を直接運営する組織となる。 これら社会保険病院等の運営は、現在RFOが公益法人(一般社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会)に委託して運営しており、それぞれの団体は、組織文化をはじめ、ガバナンス、人事・給与制度等が全く異なっている状況である。 このため、3団体の職員の処遇等について、期限が限られている中で統一的にルールを策定することが必要不可欠であり、特に、給与制度(評価制度を含む。)や退職金制度をはじめ、組織運営や人事に関する事項など、現団体の各制度を踏まえつつ、独立行政法人に相応しい制度に移行する必要がある。各団体との高度な折衝や調整が求められること。また、各種制度に精通しつつ、激変緩和措置を設けるなど柔軟に対応することも必要ことから、相当程度のキャリアを積み、高い業績評価を受けている職員(管理職員)を配置したことで、給与水準が総じて高くなっている。 なお、地域医療機能推進機構発足後の本部職員については、管理職員の配置割合を高くする必要があると、このような問題は生じないものと考えている。 【主務大臣の検証結果】 地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 国からの財政支出はない(平成24年度予算)	
	【累積欠損額について】 累積欠損額はない(平成23年度決算)	

講ずる措置	当機構の職員の俸給、諸手当等の給与水準については、国の給与法改正を反映させているため法人独自の手当は存在せず、国家公務員との比較において適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。
-------	--

- ①平成24年度支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 4.6%
 ②常勤職員数に対する管理職の割合 50% (常勤職員数:8人 うち管理職:4人)
 新機構への改組に向けて業務を円滑に進めるためには、相当の知識・経験を有するとともに、管理的立場にある者が対応することが必要不可欠である。
 ③大卒以上の割合 37.5% (常勤職員数:8人 うち大卒者:3人)

○比較対象職員の状況

・事務・技術

- ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の8人及び任期付職員欄のうち事務・技術欄の1人 計9人
 9人の平均年齢 43.2歳 、 平均年間給与額 6,658千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成17年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	171,842	172,043	△ 201	△ 0.1	△ 58,796	△ 25.5
退職手当支給額 (B)	5,456	19,782	△ 14,326	△ 72.4	5,456	(-)
非常勤役職員等給与 (C)	51,792	73,610	△ 21,818	△ 29.6	△ 56,876	△ 52.3
福利厚生費 (D)	26,724	26,593	131	0.5	△ 2,690	△ 9.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	255,814	292,028	△ 36,214	△ 12.4	△ 112,906	△ 30.6

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額については、対前年度比0.1%減少、非常勤役職員等給与については、対前年度比29.6%減少、最広義人件費については、対前年度比12.4%減少している。これは、中期計画において設定した人員削減を着実に行ったことや、国家公務員の給与改正に準じた給与の見直しを行ったことにより、人件費の削減につながったものである。
- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに係る削減額は、役員で2,759千円、職員(事務・技術)で12,541千円である。
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、実施した退職手当金の削減額は、常勤職員で53,150円である。

IV 法人が必要と認める事項

当機構は、平成17年10月に設立された有期(5年)の法人であり、平成22年9月に解散する予定であったが平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成22年法律第48号)により存続期間が2年延長され、さらに平成23年6月に成立した「独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成23年法律第73号)において、同法の公布日から3年以内の政令で定める日(平成26年4月1日)に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることとなった。

① 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

平成24年3月から、

- ・役職員の俸給月額の引下げを実施した。(平均▲0.23%)
- ※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整

平成24年6月から平成26年3月までの間(ただし、平成24年4月及び5月分は平成24年6月支給分で調整)、

- ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(▲9.77%)
- ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員)

- ① 俸給月額 7級以上(国の7級以上相当) ▲9.77%
- 3級～6級(国の3級～6級相当) ▲7.77%
- 1級～2級(国の1級～2級相当) ▲4.77%

※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率

- ② 俸給の特別調整額(管理職手当) 一律▲10%
- ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

② 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月に退職規程を改定した。(平成25年1月から適用)

役員に関する講じた措置の概要

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年1月1日から適用。

:平成25年 1月1日～平成25年9月30日	100分の97.35
:平成25年10月1日～平成26年6月30日	100分の91.35
:平成26年 7月1日～	100分の86.35

職員に関する講じた措置の概要

退職者一律で調整率を下記のとおり平成25年1月1日から適用。

(ただし、下記調整率を乗ずる前の退職手当の額が、国家公務員退職手当法による引き下げ後の退職手当の額を下回っている場合は適用しない。)

:平成25年 1月1日～平成25年9月30日	100分の98
:平成25年10月1日～平成26年6月30日	100分の92
:平成26年 7月1日～	100分の87